

第4次宮古島市地下水利用基本計画の策定に当たり検討すべき重点項目対照表（案）

項目	頁	現行	改正	備考
1.	タイトル	第3次宮古島市地下水利用基本計画（改訂版）	第4次宮古島市地下水保全・利用計画	
2	1	1. 基本計画の趣旨 3行目 地下水の保全と有効利用を図るため、・・・ を定めるものである。	1. 基本計画の趣旨 持続可能な地下水の保全と利用を図るため リスク回避を原則とする予防回避型の計画とし・・・ を定めるものである。	
3.	57	(2) 水道水源保全地域 条例19条の水道水源保全地域は・・・白川田 流域、東添道南流域とする。	(2) 水道水源保全地域 条例19条の水道水源保全地域は、 宮古島市全域と する。	第19条：市長は、水道 水源の水質保全を図る ため水道水源保全地域 を指定し若しくは変更 し、又は解除できる。
4.	61	5. 地下水質及び水量の保全対策 (3)「宮古島における健全な水循環の推進に向 けた計画」に掲げた施策の推進	5. 地下水質及び水量の保全対策 (3) 水循環基本法に基づく「地下水循環協議会」 設置及び「地下水循環基本計画・実施計画の策定」 を条例改正に向けて第4次基本計画で検討する	条例の改正が必要か 計画の記載変更で良い のか。
5.	55	(2) 渇水対策としての水利用調整 1) 宮古島市の水道用水の確保を最優先とする (条例第2条3項)	(2) 渇水対策としての水利用調整 1) 宮古島市の水道用水の確保を最優先とする（条 例第2条3項）。 大渇水等の緊急時は地下ダム貯留 地下水を水道用水として転用できるよう水質の 保持及び優先提供協定を公共的地下水利用施設で ある地下ダム取水施設群管理者と事前に締結する。	条例の改正が必要か 計画への追加で良いの か。

6	条例付則 追加		付則 7. 水道水源保全地域宮古島市全域拡大に伴い、第 20 条により、以前に指定されていた水道水源保全地域の外に立地し 3 条(5)の対象事業として別表 3 に該当する事業場は、対象事業の認定基準を審査したうえで、第 20 条第 3 項に規定する「特定対象事業場」とみなし、第 22 条及び 23 条を適用する。	
7	条例第 3 条の改正 計画への追加 (60 頁)	第 3 条 (5) 対象事業の別表 7 多量の水を排水する事業 (・・・処理対象人員が 51 人以上のし尿浄化槽を設置する施設に限る。 表 3-3 対象事業別の基本的な排水監視項目 多量の水を排出する事業：フッ素及びその化合物、水素イオン濃度、化学的酸素要求量(COD) 大腸菌群数の 4 項目	第 3 条 (5) 対象事業の別表 7 多量の水を排水する事業 (・・・処理対象人員が 51 人以上のし尿浄化槽を設置する施設に限る。 処理対象人員が 201 人以上のし尿浄化槽を設置する施設は高度処理合併浄化槽の設置を推進する。 表 3-3 対象事業別の基本的な排水監視項目 多量の水を排出する事業： 対象人数 500 人以下の場合、排水監視項目は事業所ごとに地下水審議会で検討し決定する。 化学物質を微量ながらも排出する施設で、同一施設内に処理対象人数の合計が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する施設は、条例で定める排水水質指針値が設定されている 32 項目に加え必要な場合、汚染リスクの高い化学物質を適宜追加する。	本来、処理人員が 501 人以上の浄化槽は水質汚濁防止法の「特定施設」とし規制している。

8	<p>条例 4 条</p> <p>条例 30 条</p> <p>計画 61 頁</p>	<p>市長は地下水の保全に係る施策を実施し、地下水水質及び地下水水量の保全を行う。</p> <p>市長は地下水の状況を常時監視しなければならない。</p> <p>5. 地下水水質及び水量の保全対策</p> <p>2. 市長が条例第 4 条で定める地下水保全に係る施策</p> <p>1) 市全域における地下水水質及び地下水水位等のモニタリング調査</p>	<p>市長は地下水の保全に係る施策を実施し、地下水水質及び地下水水量の保全を行う。</p> <p>市長は地下水の水質・水量を常時監視しなければならない。</p> <p>5. 地下水水質及び水量の保全対策</p> <p>2. 市長が条例第 4 条で定める地下水保全に係る施策</p> <p>1) 市全域における地下水水質及び地下水水位等のモニタリング調査</p> <p>1. 地下水モニタリングは、これまで以上に水質の保持に重点を置き、総合的科学的見地から地下水審議会学術部会の助言を受ける「宮古島市地下水水質保全調査報告書」の形式とする。</p> <p>2. 農薬などの測定項目は、使用の現状にあった選定とし、現在使用増加が著しいネオニコチノイド系農薬を追加する。</p> <p>3. 硝酸性窒素濃度削減目標を 2mg/L 未満とし、目標達成の為の具体的な削減方法を検討する。</p> <p>4. 将来の水量の減少を見込んで、天水や再生水としての利用の促進や緊急時の飲用としての海水淡水化装置の設置を検討する。</p>	<p>* 地下水モニタリングの場所・項目は、環境衛生課で決定し、平成 28 年度より「宮古島市地下水モニタリング調査報告書」を公表している。</p>
---	---	---	---	--

『参考資料第 3 次宮古島市地下水利用基本計画（改訂版）』